会社法の改正に伴う会社法施行規則の改正に関する意見

令和2年9月30日

会社法改正に伴う会社法施行規則改正案(以下「改正案」といいます。)に関して意見募集がありましたので、監査役(監査委員、監査等委員を含む。)及び同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として、「意見」を申し述べます。

意見(提案)は、以下の4項目です。

1. 株主総会参考書類及び事業報告における「社外取締役に期待される役割」の記載

【意見の対象項目】

第2、2、(4) ア「役員等の選任に関する議案に関する規定の改正」および同(7) 「事業報告に関する規定の改正」

【意見】

第74条第4項第3号、第74条の3第4項第3号および第124条第4号ホについて、 誤解を避けるために、以下の下線のとおり、各条文の「果たすことが期待される役割」の 前に「特に」を挿入し、「特に果たすことが期待される役割」と修正する。

[提案]

(取締役の選任に関する議案)

第74条第4項第3号

三 当該候補者が社外取締役(社外役員に限る。以下この項について同じ。)に選任された 場合に特に果たすことが期待される役割の概要

第74条の3第4項第3号

三 当該候補者が社外取締役(社外役員に限る。以下この項について同じ。)に選任された 場合に特に果たすことが期待される役割の概要

(社外役員等に関する特則)

第124条第4号ホ

ホ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が特に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(イからニまでに掲げる事項を除く。)

【理由】

会社法(第362条第2項)では取締役会の役割として①会社の業務執行の決定、②取締役の職務の執行の監督、③代表取締役の選定及び解職を掲げています。取締役会の構成員

である取締役は社内、社外の別なくこの任務を果たすことが期待されています。特に社外 取締役の場合は原則として業務執行に従事しないので、専らこの任務を果たすことが望ま れています。

こうした中で、今回の改正案では、社外取締役候補者および社外取締役について、株主総会参考書類に「当該候補者が社外取締役(中略)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を、事業報告に「当該社外役員(取締役)が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」を記載しなければならない(改正案の第74条第4項第3号、同改正案の第74条の3第4項第3号及び改正案の第124条第4号ホ)としています。

改正案にある「果たすことが期待される役割」が法で求められている上記任務の全部または一部を指すものなのか、それとは別の任務を指すものなのか明らかではありませんが、法で求められている任務の全部または一部を指すのであれば、それを特定の社外取締役が「果たすことが期待される役割」とすることは、その任務を専ら当該社外取締役だけに担わせているとの誤解が生じる可能性があります。つまり当該社外取締役は記載任務さえ果たせば取締役としての義務を果たした、一方他の取締役は当該任務に関する責任から解放されたと誤解しかねません。

他方、法で求められる任務以外の任務を特にある社外取締役だけに「果たすことが期待される役割」として記載することも、当該社外取締役が記載任務さえ果たせば取締役としての義務を果たしたと誤解する可能性があります。

このような誤解が生じることを避け、法で求める任務を全取締役に等しく果させるためには、改正案の「果たすことが期待される役割」の前に「特に」を挿入し、「特に果たすことが期待される役割」は重要ではあるが、当該社外取締役に期待する役割のひとつに過ぎず、それ以外にも法律上当然果たすべき様々な役割があることが分かるような規定にすることが適当であると考えます。

2 法第 348 条の 2 の規定により社外取締役が業務を執行した場合の事業報告 よる開示規制

[意見の対象項目]

第2の2 (7) 事業報告に関する規定の改正

[意見]

法第348条の2の規定により社外取締役が業務を執行した場合は、その旨及び当該業務の概要を事業報告の記載事項とする。特に、監査等委員又は監査委員が業務を執行した場合は自己監査となるおそれがあるため、これら委員の監査職務の適正性が損なわれることのないようにするための措置の内容を事業報告の記載事項とする。

[提案]

改正案第124条第4号に細分「へ」を追加(新設)する。案文は、次のとおり。

第124条第4号へ(追加)

- (1) 法第348条の2の規定により社外役員である社外取締役が業務の執行をした場合は、その旨及び当該業務の概要
- (2) (1)の社外取締役が監査等委員又は監査委員である場合は、当該監査等委員又は監査委員が行うべき監査職務の適正性が損なわれることのないようにするための措置の内容

[理由]

法第348条の2の規定により、社外取締役が業務を執行したとしても法第2条第15号 イの業務執行に該当しないこととされましたが、委託される業務の内容によっては相当期間その業務執行に専念せざるを得ず、本来の役割である取締役の職務執行の監督がおろそかになるおそれがあります。

また、監督を本業とする社外取締役が、「会社と取締役(又は執行役)の利益が相反する状況にあるとき、その他取締役(又は執行役)が業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれあるとき」に特別に業務執行できるとされていますので、その業務執行が株主(会社)にとって真に有益だったのか、株主(会社)にとって必要なことだったのかが問われます。どのような業務が委託され、どのように執行されたものであるかは、株主にとって極めて重要な関心事です。

したがって、社外取締役に業務を委託した旨及び当該業務の概要を事業報告の記載事項 とし、取締役会の株主に対する説明責任を明確にし、当該業務委託が適正に運用されるよ う開示規制を設けることが必要です。

特に、取締役の職務執行を監査すべき社外取締役である監査等委員又は監査委員が、法第348条の2の規定により業務を執行した場合は、これら委員は自己の業務執行を監査すること(自己監査)となるおそれがあり、これらの者が業務の委託を受けることは適切ではありません。

当会は、既に法制審議会(会社法制部会)の「会社法制(企業統治等関係)の見直しに 関する中間試案」の意見募集の際、本件に関し「業務執行を委託することのできる社外取 締役は監査等委員と監査委員は除くべきである。」との意見を提出しています。

改正法では当会の意見は採用されませんでしたが、監査等委員又は監査委員が業務委託 を受け業務を執行する場合は、他の社外取締役と異なり、自己監査となるおそれがありま すので、一層慎重な対処が求められます。

取締役会及び監査等委員会又は監査委員会は、業務執行の委託を受けた監査等委員又は 監査委員の監査職務の適正性が損なわれることのないようにするための措置を講ずるべ きであり、その内容を事業報告の記載事項とし、適正な運用がなされるように開示規制を 設ける必要があります。

3 取締役の報酬等に係る取締役会の監督権限の適切な発揮のための開示規制

[意見の対象項目]

第2の2 (7)事業報告に関する規定の改正

[意見]

指名委員会等設置会社以外の公開会社の取締役の個人別の報酬等の内容(以下、「個人別の報酬額」といいます。)に関し、取締役会から委任を受け取締役その他の第三者が個人別の報酬額の一部又は全部を決定(代表取締役等へ再委任)する場合は、その内容等が事業報告の記載事項となった(改正案第121条第6号の3)。

その記載事項の内、同号二は、委任された者の権限が適切に行使されるようにするための「措置を講じた場合にあっては、その内容」と規定されているが、「措置の内容」と修正し、さらに措置の内容が実効的なものであると取締役会が判断する理由等を追加し、開示規制により取締役会の監督権限が適切に発揮されるようにする。

[提案]

改正案第 121 条第 6 号の 3 ニを次のように修正し、さらにホ及びへを加える。

[改正案]

第121条第6号の3 イ~ハ(略)

ニ イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置<u>を講じた場合に</u> あっては、その内容

[当会提案の修正及び追加条項]

- ニ イの者により口の権限が適切に行使されるようにするための措置の内容
- ホ ニの措置の内容がロの権限が適切に行使されるために実効性があると取締役会が 判断する理由
- へ 社外取締役が選任されている株式会社にあっては、ホの理由の相当性に関する社 外取締役の意見

[理由]

取締役の個人別の報酬額は、指名委員会等設置会社以外の株式会社にあっては、定款又は株主総会の決議で定められていない場合は、取締役会の監督権限を適切に発揮するため取締役会で決定すべきと考えますが、改正案第121条第6号の3は、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が個人別の報酬額を決定(代表取締役等へ再委任)することを許容し、その場合の事業報告への記載事項を新たに定めています。その内、同号イ~ハの規定は適切な内容と考えます。

しかし、同号二は、個人別の報酬額の決定を委任された者の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた「場合にあっては、」その内容、と規定されており、公開会社においても措置を「講じない」ことを許容しています。この規定では、そのような措置を講じていない場合、「措置の内容」はもちろんのこと、「講じていない」ことも事業報告に明記されません。これでは、取締役の報酬等に関する取締役会の監督権限が適切に発揮されるようになっているかどうかわかりません。また、そのような措置を講じない場合、取締役会の監督権限が適切に発揮されないおそれがあります。

取締役会の監督権限が損なわれないためには、個人別の報酬額の決定を委任された者の「権限が適切に行使されるようにするための措置」が講じられるべきであり、そのような措置を講じることを前提とする規定に修正すべきと考えます。

また、「措置の内容」は委任を受けた者の「権限が適切に行使される(取締役会の監督権限が損なわれないようにする)」ために実効性のあるものでなければなりません。その措置に実効性があると取締役会が判断する理由及び社外取締役の監督機能を適切に発揮させるためその理由の相当性に関し社外取締役の意見を記載事項とし、これらの開示規制を設けることにより個人別の報酬額の決定に係る取締役会の監督権限が適切に発揮されるようにする必要があります。

4 社外取締役による監督の実効性を確保するための体制

【意見の対象項目】

第2-2 (7) 事業報告に関する規定の改正⑤⑥の社外取締役に関する規定 内部統制システム決議事項の追加

【意見】

「社外取締役による監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決議事項として明示し、その内容の概要、運用状況の概要について事業報告に記載するものとする。

[提案]

「社外取締役の監督の実効性を確保するための体制」として、次の事項を決議事項とすることが必要と考える。(会社法施行規則 98 条、100 条、110 条の 4、112 条)

- イ 社外取締役が、他の取締役及び使用人から会社の重要情報の報告を受けることを確保するための体制
- ロ 社外取締役が、監査役との連携・情報交換を行うことを確保するための体制
- ハ 社外取締役が、必要な場合に外部の専門家を利用することを確保するための体制

【理由】

改正会社法 327 条の 2 において、監査役会設置会社で公開・大会社・有価証券報告書提 出義務のある会社は社外取締役の選任が義務付けられました。

社外取締役は業務執行をしないことからすれば、通常、非常勤であり、社内の情報を入手する方法・手段を持ちません。このような状況では、社外取締役に期待される「取締役会の業務執行者に対する監督機能の強化」という役割を十分に果たすことはできません。非常勤の社外取締役が、期待される機能・役割を十全に果たすためには、情報の確保等が不可欠であるにもかかわらず、そのための必要な体制の整備について、特段の規定がありません。

そこで、「社外取締役の監督の実効性を確保するための体制」を内部統制システムの決

議事項とし、内容の概要、運用状況の概要について事業報告に記載することにより、経営者に、その実効性確保のための体制をしかるべく整備・運用させることが必要です。

具体的な体制は、会社の実情に応じて、整備・運用することとなりますが、社外取締役を選任するすべての会社に必要なことは、社外取締役が社内情報を適時・適切に取得できる体制が整備され、それがしかるべく運用されることです。

その点では、社外取締役が、他の取締役及び使用人から必要とする情報を入手できる仕組みが整備されることが必要です。また、業務を執行しない役員であるという共通の性格を有し、事業の報告聴取権や業務・財産の調査権を持つ監査役との情報交換(例えば、会社の健全性に関する事項、会社の経営課題や経営リスクに関する事項などの意見交換)を行うことは、社外取締役にとって非常に有用です。

以上